

平成30年第1回 飯塚市議会会議録第6号

平成30年3月20日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第27日 3月20日（火曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第 1 号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）
- （2）議案第22号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例
- （3）議案第23号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- （4）議案第33号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- （5）議案第34号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結
- （6）議案第35号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結
- （7）議案第36号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更
- （8）請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第 5 号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計予算
- （2）議案第14号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
- （3）議案第26号 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例
- （4）議案第27号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- （5）議案第29号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- （6）議案第30号 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例
- （7）議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第 4 号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
- （2）議案第 6 号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- （3）議案第13号 平成30年度飯塚市污水处理事業特別会計予算
- （4）議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- （5）議案第24号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- （6）議案第25号 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例
- （7）議案第28号 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
- （8）議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
- （9）議案第39号 専決処分の承認（平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第6号））

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- （1）議案第 2 号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第3号）
- （2）議案第 7 号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
- （3）議案第 8 号 平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- （4）議案第 9 号 平成30年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算

- (5) 議案第10号 平成30年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
- (6) 議案第11号 平成30年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
- (7) 議案第12号 平成30年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
- (8) 議案第15号 平成30年度飯塚市水道事業会計予算
- (9) 議案第16号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計予算
- (10) 議案第17号 平成30年度飯塚市下水道事業会計予算
- (11) 議案第18号 平成30年度飯塚市立病院事業会計予算
- (12) 議案第32号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例
- (13) 議案第37号 市道路線の廃止
- (14) 議案第38号 市道路線の認定

第2 経済・体育施設に関する調査特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第19号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第20号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

第3 平成30年度一般会計予算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算

第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第40号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
- 2 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 3 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 4 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 5 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 6 議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 7 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 8 議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 9 議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 10 議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 11 議案第50号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 12 議案第51号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 13 議案第52号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 14 議案第53号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 15 議案第54号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること

第5 議会選出各種委員の選出

- 1 民生委員推薦会委員
- 2 国民健康保険運営協議会委員
- 3 中小企業融資制度審議会委員

第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第1号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第2号 障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第3号 所有者不明の土地利用を求める意見書の提出

第7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第1号 平成29年度飯塚市土地開発公社予算の補正
- 2 報告第2号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

- 3 報告第3号 専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 4 報告第4号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第8 署名議員の指名

第9 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより、本会議を開きます。

常任委員会に付託していました「議案第1号」、「議案第2号」、「議案第4号」から「議案第18号」までの15件、「議案第21号」から「議案第39号」までの19件、「議案第55号」及び「請願第14号」、以上38件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

総務委員会に付託を受けました議案7件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第1号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、債務負担行為補正、公有財産購入費のうち、目尾地域開発事業用地敷（土地開発公社委託分）について、2019年度から2025年度分として、計上されている15億4781万9千円の対象となる用地及び面積はどのようになっているのかということについては、クリーンセンター周辺の用地で、総面積は31万3449.16平方メートルであるという答弁であります。

次に、各年度に計上している予算限度額はどのように決定し、計上しているのかということについては、総面積を各年度、平準化して割り振った額を元金と、それに伴う利息と合わせて計上しているものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、目尾地域振興計画は破綻しており、土地開発公社による先行取得についても認められず、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」及び「議案第23号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」以上2件については、それぞれ執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、消防団員等の損害補償のうち、配偶者及び配偶者のいない方の扶養親族にかかる補償額が減額となることに對し、市として何らかの措置を行う考えはないのかということについては、国の制度改正に伴うものであり、減額分の対応は検討していないという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、消防団員等にかかる損害補償の基準を不利益変更する国の改正内容をそのまま受け入れ、何の代替補償も考えていないことは認められず、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決す

べきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結」及び「議案第35号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結」以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、定住自立圏構想を国が推進する理由は何かということについては、地方圏から、3大都市圏への人口流出を防ぐため、地方都市の中で核となる中心市を定め、隣接する市町村と事業を連携して実施し、活性化させることで人の流れに歯どめをかけることを目的としたものであるが、現状では嘉飯圏から福岡都市圏への転出超過が課題となっているという答弁であります。

次に、具体的な課題として掲げられている災害防止のための連携は、どのように協議し、成果に結びつけるのかということについては、防災拠点の整備推進に焦点を絞って連携事業を進めていくように考えており、特に避難所としての機能強化のためにWi-Fi環境の整備等を検討している。成果については、今後策定する共生ビジョンの中で数値化していくという答弁であります。

次に、定住自立圏構想に基づく協定や共生ビジョンに定めていなくても、これまでのように、住民の声を聞き、自治体間同士で話し合いながら進めていけば多くの事業で連携できるが、国の誘導のもと、特別交付税の交付を受けるために実施しているのではないかということについては、既に取り組んでいる事業であっても、特別交付税を活用することができるものであり、本市が抱えている課題に対して活用していくという趣旨のもと、事業を進めているものであるという答弁であります。

次に、共生ビジョンの策定は、どのように進めていくのかということについては、市長、町長及び副市長、副町長等で構成する定住自立圏形成推進会議の中で素案を検討し、別に定める検討会議からの意見、提言を受けるとともに、議会に対しても進捗状況を報告していく中で、意見を聞きながら策定していくという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、国は3大都市圏への人口流出を防ぐために定住自立圏構想を進めているが、実情に基づかずに事業を進めようとしていることは矛盾があり、本市が福岡都市圏との関係をどう考えていくのかということを軸に考えるべきである。また、共生ビジョンにかかる予算について、桂川町、嘉麻市の議会は審議、議決権がなく、本市議会において全てを決してしまうようなことは認められず、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査した結果、慎重に審査するため継続審査としてほしいとの意見や3月23日にも再稼働を行うとの報道があるため、本定例会中に採決してほしいとの意見が出され、採決を行った結果、本件については賛成多数で、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、議案第1号、第33号、

第34号、及び第35号に反対し、請願第14号については、採択を求めて討論を行います。

まず、平成29年度一般会計補正予算（第7号）は、破綻した目尾地域振興計画の用地を市の土地開発公社から買収するための16億円にも及ぶ債務負担行為が、今後の展望がないのに計上されており、認めることができません。

次に、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の今回改正は、扶養親族加算額及び加算対象区分を変更して不利益を与えるものであり反対であります。

次に、嘉麻市並びに桂川町との定住自立圏形成協定の締結についてであります。もともと3大都市圏との関係で人口流出抑制のために整備された定住自立圏構想ですが、本市は3大都市圏の著しい人口流出はなく、これに本来該当しないことを承知の上で特別交付金を目当てに進めようとするもので、国の誘導による財政措置により不要不急の事業に新たな借金を積み増すことにつながります。

しかも、今後作成する定住自立圏共生ビジョンによる連携事業は、本市が飯塚市議会の議決によって進めるもので、嘉麻市と桂川町の議会の関与は認められず、自治体間の正当な連携事業としては無理があり、将来に禍根を残すものであります。住民要求に基づく連携事業は、この誘導に乗らない方法で財源を確保し、対等な自治体関係、住民参加で進めるべきです。

最後に、「請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願」は、九州電力が玄海原発3号機については3月23日、4号機については5月に再稼働を予定していることについて、第1に阿蘇山の破局的噴火による重大な影響があること、第2に重大事故が発生した場合に本市の放射能汚染の危険が明らかであること、第3に原子力損害賠償法の措置額が実効性あるものに改正されていないこと、第4に九州電力が昨年12月に設置申請を出した特定重大等対処施設が完成に至っていないこと、4つの視点から深刻な危険性を指摘し、再稼働延期を求めることを市議会が決議することを求めたものであります。

玄海原発再稼働については、30キロ圏内の自治体だけでなく住民の批判が高まり、再稼働差し止めを周辺住民らが求めた仮処分の申し立てに対し、佐賀地裁はきょう20日午前10時に可否の決定を出すとしています。特に3号機については23日にも再稼働が伝えられているわけですが、継続審査ではなく、請願者の意図を尊重し、本議会中に決議を上げるよう訴えるものであります。そもそも九州電力は、飯塚市議会が全会一致で採択した公開説明会を求める請願を議会事務局長が即日提出して以降も実施しないばかりか、何の対応もしていません。また、本市の地域防災計画の原子力災害に関することについても、問い合わせたことすらないのであります。九州電力は、3号機、4号機の安全対策を説明するとしていたリーフレットについて、3月13日、ウェブサイトの掲示を削除し、リーフレットの配布もやめました。このリーフレットの表紙には、太文字で、「万が一の事故の際においても、放射性物質の放出量は、福島第一原子力発電所事故時の約2000分の1の4.5テラベクレル（1基あたり）」、「格納容器は破損せず」等と書いて、玄海原発で事故が起きても健康被害が生じないかのように描いたもので、ことさらに安全を強調しています。このリーフレットは、原発施設見学者や住民説明会参加者に配布され、新たな安全神話をふりまくものだとして批判が上がっています。こうした中での玄海原発の再稼働の強行は認められず、本議会中の採択を重ねて求めるものであります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第1号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第22号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」及び「議案第23号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第33号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第34号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の締結」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決すること、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第35号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の締結」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第36号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

次に、「請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決すること、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

福祉文教委員長の報告を求めます。14番 江口 徹議員。

○14番(江口 徹)

福祉文教委員会に付託を受けました議案7件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第5号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第29号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から予算書並びに議案書とあわせ提出された介護保険料の改定に関する算定資料に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、他地域と比べて介護保険料が高い理由は何かということについては、保険料は市民の介護保険給付費をもとに算定しており、市内に介護施設が充実していること、また1人当たりの給付費が高いことが理由であるという答弁であります。

次に、介護保険給付費の上昇を抑えるためにどのような取り組みを行うのかということについては、介護サービスを過不足なく適正に利用してもらうための取り組みを強化したいと考えている。

また、自立支援や重度化防止といった介護予防事業に取り組み、高齢者に健康に生活してもらうことで介護保険給付費の上昇を抑えたいという答弁であります。

この答弁を受け、介護サービスを適正に利用してもらうため、保険料の増額理由が介護保険給

付費の増加によるものであるということを広く利用者に説明していくべきであるという指摘がなされました。

以上のような審査の後、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１４号 平成３０年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入、給食事業収入について、給食費の長期滞納者に対しては、法的措置を行っているのかということについては、平成２６年４月を最後に裁判所に支払督促の申し立てができていない。今後は継続的、定期的に実施していきたいという答弁であります。

この答弁を受け、支払督促を行うと、大半は差し押さえ命令前に納付されており、一定の効果が認められるため、今後も実施すべきであるという指摘がなされました。

以上のような審査の後、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第２６号 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例」、「議案第２７号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」及び「議案第３０号 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例」、以上３件については、それぞれ執行部から議案書に基づき、補足説明を受け審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第５５号 平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第８号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。７番 川上直喜議員。

○７番（川上直喜）

私は、ただいまの福祉文教委員長報告のうち、議案第５号及び第２９号に反対、議案第２７号、及び第５５号に賛成し、討論を行います。

まず、介護保険特別会計と介護保険条例改正は、平成１２年度のスタート時からほぼ２倍となる年額７万９２００円への介護保険料の引き上げを行うものであり、反対であります。

次に、子育て支援センター条例改正は、中心商店街に設置し、親と子どもが一緒に遊べ、子育ての相談もできて親しまれている街なか子育てひろばを子どもたちのために、これまで休みだった日曜日と祝日も利用できるようにするものであり賛成であります。この変更によっても、市が引き続き責任を持って直営で運営して当然であり、子育て支援に情熱があり実績もあるが、保育士確保に悩み、低賃金の委託料に困っている民間に押し付けるやり方は認められません。

最後に、平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第８号）は、総事業費１５億４千万円の小中学校空調整備計画に基づく事業と大規模改造工事を大分小学校等で行うものであり賛成であります。業者の選考については、昨年４月、業者や市幹部らとともに奈良、京都の一泊旅行を行った副市長の影響が及ばない措置をとることは、市長の最低限の任命責任の果たし方であることを指摘するものであります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第5号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第14号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」、「議案第26号 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例」及び「議案第27号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第29号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第30号 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例」及び「議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案可決されました。

協働環境委員長の報告を求めます。20番 上野伸五議員。

○20番(上野伸五)

協働環境委員会に付託を受けました議案9件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第4号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」、「議案第6号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」及び「議案第13号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、以上3件については、それぞれ執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」及び「議案第25号 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書並びに補足資料として提出された国民健康保険税の税率改定に関する資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、部落差別の解消の推進に関する法律が成立した際、参議院法務委員会において、国及び地方公共団体は、部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、格段の配慮をすべきであるという附帯決議が付されているが、このような内容に基づいて今回条例を改正するものなのかということについては、そのとおりであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第39号 専決処分の承認（平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの協働環境委員長報告のうち、議案第4号及び第24号に賛成、第6号、第25号及び第28号に反対し、討論を行います。

まず議案第4号と第24号の国民健康保険特別会計と国民健康保険税条例の改正は、その主要な部分が総額で4億100万円程度の国民健康保険税の引き下げにかかわるものであり賛成です。本市の国民健康保険税が、他都市と比較して住民の負担感が大きいのは、多くの自治体が行い、厚生労働省も承知している一般会計からの法定外繰り入れを拒否し、2007年に4億8400万円、2013年に5億9700万円の引き上げが行われたことが大きな要因であります。この際、高すぎる国民健康保険税をさらに引き下げるとともに、滞納を理由にした機械的な保険証取り上げをやめ、1年間通用する保険証を原則交付することを求めるものであります。

次に、議案第6号 後期高齢者医療特別会計予算は、高すぎる保険料については軽減措置を弱めて高齢者を苦しめ、1年間通用する保険証を取り上げて、高齢者一人一人の健康状態も把握しないやり方が改められず、認めることができません。

次に、議案第25号は、国民健康保険の葬祭費4万円をまともな理由もなく県の主導に従って3万円に引き下げるものであり反対であります。

最後に、議案第28号 人権擁護に関する条例の改正についてであります。これは部落差別の解消の推進に関する法律の理念にのっとり、部落差別を初め、あらゆる差別の解消を推進するためとの市の説明です。部落問題の解決は、民主主義の前進を図る国民の不斷の努力を背景に大きく前進しました。国の特別対策の終結から16年を経て、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあります。

第1に、そもそも「部落差別の解消の推進に関する法律」は、部落差別とは何かについて定義がなく極めて曖昧であり、その濫用によって表現や内心の自由が侵される重大な危険があります。国会での審議において法案提出者が「部落差別とは部落の出身者に対する差別として明確に理解できる」と答弁しましたが、これは「部落解放同盟綱領」に書かれている定義と同義であります。また、差別解消という施策などの条文は限定がなく、利権の復活は排除されておらず、運動団体による圧力の根拠となり施策が強制されかねません。さらに実態調査は、行政の手で住民を差別し、国民の内心を侵害し、国民の間に新たな障壁をつくり出す危険があり、調査自体が許しがたい人権侵害であります。部落問題についての自由な意見交換をも困難にするものであり、逆行は明白であります。

第2に、本会議での議案質疑に対する答弁によって、この法律について部落解放同盟飯塚市協議会が条例改正ではなく新しい条例をつくれと要求し、昨年4回にわたって市と交渉し、今なお調整がついていないことが明らかになりました。また、今回予算特別委員会で市は「同和地区は存在しない」と答弁しましたが、既に旧同和地区を類推させると認めてインターネットではアクセスできなくするなど、不適切と判断した一覧表がある本市の同和対策施設条例の廃止と必要な施設に関する一般条例化について、部落解放同盟が抵抗していることも明らかになりました。

2年おきの監査のたびに監査委員による指摘を市が無視して、人件費を中心に合併後4億2千万

円も補助金を出し続けている要因に、部落解放同盟との調整がつかないことがあることが浮き彫りになりました。既に特定目的を廃止し、一般住宅となった３３０戸の入居に関する特別な権利を、法律に違反して１６年間も独占させているのも協議、調整が整わないからだとしているのであります。また、部落解放同盟の方針でつくられたＮＰＯ人権ネットいづかは、人権啓発事業委託を合併後だけでも、合わせて４億５千万円も独占受注しています。

第３に、条例の改正のポイントについては、既に本会議における議案質疑と答弁で明らかなように、これまでも内心の自由を侵しかねない危険を持った人権擁護に関する条例に、部落解放同盟の未来に向かって無制限の横暴を押し込む「部落差別の解消の推進に関する法律」を無理強いするもので、およそ条例の体をなさないものであります。

よって、私は、日本国憲法に定める基本的人権を擁護する立場から、今回改正には厳しく反対するものであります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

而今会の城丸でございます。協働環境委員長報告のうち、「議案第２８号 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」に賛成の立場から討論をいたします。

最近、インターネット上での部落差別等の問題が増大し、また陰湿化している中で、この議案は、国においては、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法と個別に差別解消に向けた法整備が進められ、今後においても、ＬＧＢＴ差別禁止法の整備が想定されております。

今回の条例改正は、国の個別による既定または、今後想定される差別解消法の法整備を見据え、既定条例の改正にて取り組みを明確にするもので、部落差別を初め、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進するため、全ての市民が等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を初め、あらゆる差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう努力することにより、差別のないまちづくりを実現することを目的としております。

このことは、第２次飯塚市総合計画のまちづくりの基本理念にあります「人権を大切にする市民協働のまち」を推進し、市民一人一人の人権が大切にされる人権尊重のまちづくりの実現につながるものと考え、この議案に賛成します。以上で、賛成討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第４号 平成３０年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第６号 平成３０年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること、賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第１３号 平成３０年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、「議案第２１号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第２４号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第２５号 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第２８号 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第３１号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

次に「議案第３９号 専決処分の承認(平成２９年度飯塚市一般会計補正予算（第６号））」の委員長報告は、承認であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

経済建設委員長の報告を求めます。２８番 平山 悟議員。

○２８番（平山 悟）

経済建設委員会に付託を受けました議案１４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第２号 平成２９年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第３号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７号 平成３０年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」、「議案第８号 平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」、「議案第９号 平成３０年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第１０号 平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、「議案第１１号 平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」、及び「議案第１２号 平成３０年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」、以上６件については、それぞれ執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１５号 平成３０年度飯塚市水道事業会計予算」については、執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、健全な事業運営のために、企業は黒字経営をすべきと考えるが、平成３０年度予算では収支見込額は赤字となっている。これをどのように捉えているのかということについては、黒字となる予算編成が理想的であるが、近年は給水量減少に伴い収益が減少しており、黒字化には経費削減に取り組むしかない状況である。その一方で、老朽化した給配水管の布設替えや施設の更新などの事業は欠かせないことから、厳しい予算編成となっているという答弁であります。

この答弁を受けて、経費削減による経営改善には限界があると考えられるが、安易に水道料金見直しといった事態にならないよう、今後も収入確保等の経営努力により収支の改善に努めてほしいという要望が出されました。

以上のような審査の後、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成30年度飯塚市工業用水道事業会計予算」、「議案第17号 平成30年度飯塚市下水道事業会計予算」及び「議案第18号 平成30年度飯塚市立病院事業会計予算」、以上3件については、それぞれ執行部から予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」、「議案第37号 市道路線の廃止」及び「議案第38号 市道路線の認定」、以上3件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの経済建設委員長の報告にありました議案第8号、第12号、第15号及び第32号に反対の立場から討論を行います。

まず、飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算についてです。オートレース事業の包括的民間委託は、公営競技経営のあり方にふさわしくなく、選手の安全の確保、従事員の労働条件の改善、委託業者による施設の清潔の維持において危惧があり、認めることができません。

次に、飯塚市工業用地造成事業特別会計予算は、三菱マテリアルにかかわって鉦害賠償責任を市が未来に向かって引き受けることを約束した売買契約により取得した炭鉦跡地に、25億円の巨費を投じたにもかかわらず、当初事業目的の自動車関連企業の誘致に失敗し、新たな雇用づくりの目標には程遠く、借金返しが続いている鯉田工業団地があり、認めることができません。

最後に、飯塚市水道事業会計予算は、水道法がうたう「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」とした目的に照らしてふさわしくない、浄水施設運転管理の民間一括委託を続けており認めることができません。

特に2018年度からの請負企業体ケイ・イー・エス、第一環境は、第一環境が昨年の選定選考の段階で岡山市から指名停止を2次にわたって受けていたのに、選考に当たるメンバーにはまともな情報提供もなかったこと、さらに昨年4月の副市長の幹部職員、関係企業との奈良京都一泊旅行について、どういう事実関係があったか、なかったかについて、市民に事実関係の公表が今なおないことは、水道事業に当たるものとして企業管理者の誠実さが厳しく問われていることを指摘しておきます。民間一括委託業者が変わっても、働く労働者はほとんど変更がない現状は、市が直接雇用して公的責任を果たす上で、何ら不都合がないことを証明しています。以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第2号 平成29年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第3号）」及び「議案第7号 平成30年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第８号 平成３０年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第９号 平成３０年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第１０号 平成３０年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」及び「議案第１１号 平成３０年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第１２号 平成３０年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第１５号 平成３０年度飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第１６号 平成３０年度飯塚市工業用水道事業会計予算」、「議案第１７号 平成３０年度飯塚市下水道事業会計予算」及び「議案第１８号 平成３０年度飯塚市立病院事業会計予算」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第３２号 飯塚市都市公園条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第３７号 市道路線の廃止」及び「議案第３８号 市道路線の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件はいずれも原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前１０時５８分 休憩

午前１１時１１分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。

経済・体育施設に関する調査特別委員会に付託していました「議案第１９号」及び「議案第２０号」、以上２件を一括議題といたします。

経済・体育施設に関する調査特別委員長の報告を求めます。24番 森山元昭議員。

○24番（森山元昭）

本特別委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第19号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、地方卸売市場等施設整備検討委員会を廃止し、新地方卸売市場建設設計者選定委員会を設置する改正であるとの補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、新地方卸売市場建設設計者選定委員会を設置した後のスケジュールはどのように考えているのかということについては、4月下旬に第1回目の委員会を開催し、5月上旬から約1か月半の期間で設計者募集を行った後に、第2回目及び第3回目の委員会を開催して、7月中に設計者を特定する予定であるという答弁であります。

次に、同委員会の構成はどのように考えているのかということについては、学識経験者4名、市職員3名の7名と考えている。学識経験者については、建築・土木分野の大学教授・准教授等と市場の建設に携わった経験のある方を想定しているという答弁であります。

次に、福岡県魚市場株式会社との協議状況はどのようなになっているのかということについては、2月14日に同社、買受人及び本市による三者協議を行った。同社としては平成31年3月をもって退場することとしており、買受人においても、非常に厳しい判断だが同意するということで決定がなされている。再度、退場の見直しを検討するようお願いしているが、市としても3月末までには意思決定をしたいと考えているという答弁であります。

次に、設計者の選定に市場関係者の意見を反映するため、同委員会に市場関係者を加えるべきではないのかということについては、市場関係者には、設計者を決定した後、設計に入った段階で意見を聞くこととしているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、市は福岡県魚市場株式会社と対等の立場で話し合うためにいったん議案を撤回すべきであり、本案について反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、体育館等施設整備検討委員会を廃止し、新体育館建設設計者選定委員会を設置する改正であるとの補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、新体育館建設に関連して飯塚市サッカー協会から提出された要望書はどのような内容なのか。また、その要望にどのように対応するのかということについては、新体育館の建設等によってグラウンドが利用できなくなるため、サッカーの練習及び試合ができる場所の整備を行ってほしいという内容の要望であり、代替地については、健康の森運動公園の多目的グラウンド及び現在、サッカー場として利用していない既存施設の利活用を検討しているという答弁であります。

次に、第1体育館の耐震診断結果が早ければ3月16日にも提出されるということだが、その結果に基づいて改修費用を算出し、市民に公表して意見を聞くべきではないかということについては、耐震診断の結果を受けて、現在、第1体育館を使用している市民への周知とあわせ、同体育館の耐震改修、空調整備、バリアフリー化及び駐車場確保に要する費用や、新体育館建設の際に集約することとしている施設を残した場合の維持費を算出した上で、体育館を移転新築することの財政的優位性を示していきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、今回の提案については時期尚早であり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

経済・体育施設に関する調査特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの経済・体育施設に関する調査特別委員長の報告にありました、議案第19号及び第20号に反対の立場から討論を行います。

まず、議案第19号の条例改正は、飯塚市新卸売市場建設設計者選定委員会を設置しようとするものであります。30億円余をかける新卸売市場づくりについては、さまざまな矛盾を含んだ意見調整の上に、青果部と花卉部及び水産物の3者を一体に移転する合意が成立したとされていきました。その後、水産部、福岡県魚市場株式会社が撤退方針を公表すると、市はただちに2者だけでも移転する意思を表明したのであります。市は、2月の施設特別委員会で副市長が「市は反対である」との立場を表明し、今回、議案審査の過程で、市長と副市長が福岡県魚市場株式会社に、撤退中止を求めて、3月中にも代表と話し合う予定であることを明らかにしました。話し合いの余地が残る現段階で、建設設計者選定委員会を設置することは、信頼関係の構築には全く役に立たず、拙速と言わざるを得ません。

次に、議案第20号の条例改正についてであります。これは、事業費45億3千万円を投入して、床面積が合わせて20%も狭くなる新体育館等建設のための設計者を選定する委員会をつくらうとするものであります。

第1に指摘するのは、片峯市長の姿勢が異常であることであります。事業費15億5千万円と見込んだ市体育館の大規模改修をやめ、45億3千万円の巨額を投じて移転新築する市長の方針転換は、法律で義務づけられた耐震診断を放棄し、県知事から実行せよと命令が届いても、「建て替えると決めた施設の耐震診断をするという税金の使い方はできない」と市長自身が異議を唱える等、異常な空気が市役所に広がった中で推し進められてきました。

もともと市長は教育長時代から大規模改修方針には反対であり、その意向は市役所幹部によく知られ、さらに前市長が体育館のあり方を諮問した検討委員会での審議スタートのときから市の意思として知らされていきました。

この検討委員会において市の担当事務局が、市の意向を委員から聞かれ、第1回会合で「参考となる意見を、この委員会でいろいろいただいた中で」としていたのを、1カ月後の第2回会合では5つの理由まで挙げた上で「建てかえが望ましいのではないかと考えている」と明言した直後に、検討委員会が移転新築建てかえでいこうということになったとの施設特別委員会での指摘に対して、片峯市長は調査ではないが、関係者に話を聞いてみると答弁しました。この結果は、まだ議会には報告されないままです。

また、昨年7月21日の庁議での議論は、「結論が出ず決定については市長に任せるということで意見集約」となったとの説明がありました。結論が出ないのであれば、次の庁議で結論を出す討議をするのが当たり前です。ところが市議会の次の施設特別委員会が5日後に迫った8月2日、市長が副市長、関係部長との協議で最終決定し、施設特別委員会の答弁の中で意向を表明し、後に庁議で決めたということでもあります。これは、市政運営の通常ルールを著しく踏み外したものであり、最終的には庁議で確認したでは済まない問題が浮かび上がっているのです。

第2に指摘するのは、耐震診断の結果を踏まえた検討をまだしていないことであります。市長は、県知事命令違反を続けるわけにはいかず、みずからの意向に反して、耐震診断を民間会社に729万円をかけて委託し、速報値として耐震診断報告書を先週3月15日、太郎丸819-2に事務所を持つ運天一級建築設計事務所から受け取りました。きょう現在、県知事命令に従うために報告文書を決裁中とのことであります。施設特別委員会で、市長は、耐震診断の結果を踏ま

えて、どういう補強が必要か検討して、市民や利用者に意見を聞くといいながら、新築建てかえは進めるという、いわば問答無用とでも言うような答弁をしたことは重大であります。市長はこの際、耐震診断結果に基づいて大規模改修を検討し、その結果を公表の上、時間をかけて市民の意見を聞く、住民が主役の立場に立つべきであります。

第3に指摘するのは、巨額の事業費を含めて市民、スポーツ関係者の意見をまともに聞いていないということであります。事業費45億3千万円への対応も含めて見直された「市財政の見直し」には、12年前の非常事態宣言のときを上回る深刻な事態に転落することがくっきりあらわれています。この指摘を受けて市長は、事業費縮小の見直しの検討を指示したことを施設特別委員会で明らかにしたほどであります。今回の方針転換は床面積の縮小を前提とした国の財政措置に誘導され、市財政の状況をまともに考慮せず、駐車場が不足した、大規模改修しても長くはもたない、避難所機能を強化する等の口実が次々に成り立たなくなると、次には、市の将来のためと抽象的なことを言うしかできなくなっています。そもそも新体育館の構想や計画がずさんなために、また、移転によってこれまで利用してきたグラウンドを奪われるために、剣道、柔道、弓道、サッカー、ソフトボール等、多くのスポーツ関係者からさまざまな要望や批判が出されていること、また、避難所を失うことになる飯塚小学校区の住民には、今なお何ら説明をしてないことへの批判も上がっており、市長は深く、重く、受け止めるべきです。以上で私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第19号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第20号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

平成30年度一般会計予算特別委員会に付託していました「議案第3号」を議題といたします。

平成30年度一般会計予算特別委員長の報告を求めます。 13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

本特別委員会に付託を受けました、「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出、総務費、企画費、「国際化推進事業費」について、平成30年度からの新規事業であるが継続事業として考えているのかということについては、本市の国際化を推進することを目的とするもので、姉妹都市との相互交流を継続し、両市の発展へとつなげることや、グローバルな視点での国際化に向けた事業にも取り組んでいくため、継続しての事業として考えているという答弁であります。

次に、総務費、企画費、「ふるさと応援寄附事業費」について、事業の方向性をどのように考えているのかということについては、本事業には、歳入の確保、地域商品の流通量増加、雇用の

創出及び情報発信によるシティプロモーション的効果などを期待しており、総務省の返礼品に関する指針等を厳守の上、引き続き新たな返礼品を開発して、啓発サイトやSNSによる情報発信、首都圏域でのPR等により、事業の拡大と推進を図っていきたいという答弁であります。

次に、総務費、電算管理費、「公衆無線LAN整備委託料」について、交流センター化する12地区公民館と中央公民館のホール及び会議室の公衆無線LAN整備においては、どのような活用を検討しているのかということについては、市からの情報発信力の強化と地域コミュニティの活性化等を図るため、無線接続時に市のホームページ等、特定のページにつなげて情報発信することを検討しており、施設ごとに特色ある情報発信も可能となるよう整備していきたいと考えているという答弁であります。

次に、民生費、社会福祉総務費、「生活困窮者自立相談支援等業務委託料」について、金銭的な問題を抱えている相談者が大多数とのことだが、支援にむけ、どのような方策を検討しているのかということについては、平成30年度から、家計相談支援事業を導入し、消費生活アドバイザーやファイナンシャルプランナーの資格を有する者や、金融機関の勤務経験者で債務整理、出納計画の業務に精通している者を相談員として、包括的な家計相談に関する支援、滞納の解消や各種給付制度の利用、債務整理の支援等を行うことで、相談者みずからの家計管理の意欲を引き出すことを目指していきたいという答弁であります。

次に、民生費、保育所費、「街なか子育てひろば運営委託料」について、街なか子育てひろば運営委託料と子育て支援センター運営委託料の金額に差があるのはなぜかということについては、開所日数や保育士資格を有する職員の配置の有無などの違いによるものであるという答弁であります。

この答弁を受けて、支援センターにおいては、資格が反映された賃金にはなっていないが、必要とされるニーズを満たす仕事が反映できるよう適切な予算措置をすべきであるという指摘がなされました。

次に、衛生費、健康づくり推進費、「子育て世代包括支援センター事業費」について、同センターの支援対象者をどのように考えているのかということについては、全ての妊産婦、就学前の乳幼児及びその保護者を対象とすることを基本とするが、平成30年度については、妊娠期から3歳までの子育て期に重点を置くこととしているという答弁であります。

この答弁を受けて、児童虐待など最初にどこへ相談したらよいかわからない問題もある。同センターはさまざまな役割を担うものであると考えるので、事業を実施していく中で、改善を図ってほしいという意見が出されました。

次に、農林水産業費、農業総務費、「農業振興地域整備計画策定支援委託料」について、新たな農業振興地域整備計画を策定するとのことだが、農業振興地域の指定は、どのように進めていくのかということについては、農地所有者にアンケート調査等を行い、地域の生産組合長や農事組合長、農業委員会とも十分な意見交換を行いながら検討していきたいという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、「地域活性化商品券発行事業補助金」について、平成29年度の商品券購入者に簡易版のアンケート調査を実施したとのことだが、どのような調査結果となったのかということについては、1495人から回答があり商品券の主な利用目的として、「普段の買い物と同じもののみ購入する」との回答が62%、「いつもより多めの買い物をする予定」との回答が28%であったという答弁であります。

この答弁を受けて、多くの人が今までと同じものを購入しているのであれば消費喚起に結びついていない。限られた財源の中で何をすべきか、中小企業振興基本条例に基づき設置されている円卓会議において、検討すべきであるとの指摘がなされました。

次に、土木費、土木総務費、「住宅リフォーム補助金」について、予算不足により年度途中で受付を終了している状況にあるとのことだが、改善に向けた取り組みを行っているのかということについては、予算の拡充、補正予算による対応及び補助限度額の引き下げなどを検討している

が、実施には至っていないという答弁であります。

この答弁を受けて、本市の定住促進のために必要な事業であり、補助限度額の引き下げは行わず、年間を通して受け付けができるよう検討してほしいとの意見が出されました。

次に、土木費、下水道事業費、「浸水対策事業費」について、熊添川流域調整池新設事業の実施に当たっては、赤坂地区調整池新設事業を踏まえて、どのような改善が図られているのかということについては、赤坂地区調整池の土地取得の際は十分な調査ができていなかったが、本事業では、有害物質の特定施設がなかったことを県に確認し、地権者の協力を得て、事前にボーリング調査及び土壌調査を行い、計画地が適正な土地であることを確認している。今後は、適正価格での取得となるよう鑑定評価を行い、財産管理審議会の答申に基づいた取得を行うとともに、工事着工に向けて土壌汚染対策法を順守した手続を確実に行っていきたいという答弁であります。

次に、消防費、災害対策費、「浸水想定ハザードマップ作成委託料」について、ハザードマップを市民に対してどのように周知しているのかということについては、全戸配付を行い、各自治公民館に掲示している。また、市のホームページに掲載しており、今後はSNS等での周知も検討している。活用方法として、自治会などの防災研修において、各地区の避難経路マップづくり等に利用してもらうことを考えているという答弁であります。

次に、教育費、学校管理費、「小中学校間ネットワーク管理委託料」について、委託契約期間を平成31年3月までとしていたものを、1年半延長する理由は何かということについては、急速なICT教育の進展に伴って必要とされるセキュリティ強化、及び校内Wi-Fiの整備とセルラーモデルの比較等の課題について綿密に事業設計を行うため、現行のネットワークを保守可能な最大期限まで延長するものであるという答弁であります。

この答弁を受けて、市全体として専門知識を有する職員がいないのであれば、民間出身のアドバイザーの雇用も含めて検討し、契約期間を延長せずに事業を実施すべきであるとの意見が出されました。

このほか、審査の過程において、コミュニティバス等運行事業について、買物対策事業費補助金について、同和対策推進団体補助金について、LED防犯灯借上料について、交流センター施設管理事業について、健幸ポイント事業について、八木山地区スクールバス運行委託料について等の質疑において、多くの提言なり指摘がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、小中学校のエアコン設置という住民の要求が反映された予算計上はあるものの、市長みずから危機感を表明するほどの財政見通しが示されているにもかかわらず、新体育館の移転建てかえ関連経費等の無駄遣いといえる予算計上があること等の理由から、本案に反対するという意見や、自主財源の確保に消極的で不安もあるが、賛成するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

平成30年度一般会計予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの予算特別委員長の報告にありました「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」案に反対し、討論を行います。

地方自治の本旨は住民福祉の増進を図ることにあると初めて明記した第2次総合計画を策定して2年目であります。市政運営の公務にあたっては、自分が使えるもののために身を捨て尽くすべきことを述べた、奈良時代の日本書紀中の「背私向公、是臣之道矣」の姿勢を排除し、主権在

民、国民が主人公の立場に立つ、日本国憲法第15条が示す、「一部ではなく全体の奉仕者として」という立場をこそ、確固として貫かなくてはなりません。

日本共産党は、住民の暮らしを応援する市政、無駄遣いを許さない市政、公正で透明な市政、この3つの視点から、住民が主役で進めること、また切実な課題について、一致点での共同を議会内外で進めることを呼びかけています。地方交付税率引き上げによる必要な地方交付税の確保など国が責任を果たすよう求めるとともに、本市において、住民の暮らし応援を最優先する財政出動へ流れを変えながら、住民と市職員を犠牲にして2017年度末で過去最高149億4千万円にまで膨れ上がった財政調整基金と減債基金を活用して、誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりを、大きく進めることを提案してまいりました。

今日、国政においては森友学園事件が決裁文書の書き換え事件にまで発展し、自民党公明党の安倍政権は、国民との矛盾をいっそう深め、支持率も急落し、いよいよ土壇場を迎えています。格差社会の拡大、社会保障の抑制、財界が食い物にする大規模公共事業の新たな展開、集团的自衛権行使に対応する軍事費増大、立憲主義を侵し、日本の専守防衛にとっては変える必要のない憲法9条の破壊にまで手を出す一方で、日本会議のラインに沿った森友学園、加計学園をめぐる事態で浮き彫りになったように安倍首相による国政の私物化が横行し、無党派だけでなく与党支持層をも含む市民と野党の共同の前進の中で、立憲主義、平和主義、民主主義による新しい政治を求める国民の声が今、ほうはいとして湧きあがろうとしているのであります。

こうした中、国の乱れた政治から住民を守って福祉を増進し、平和を守るために、本市の役割発揮が特別に求められています。片峯市長は、施政方針の中で、本年を「チャレンジ元年 未来に向けた挑戦の年」と位置づけ、7つのポイント、すなわち、1、行財政改革に着実に取り組み、健全な財政運営を図る、2、子育て環境のさらなる充実や高齢者の活躍の場づくり、3、教育のさらなる充実、4、国際化の推進、5、企業誘致・公民連携の推進を図る、6、効果的な移住や定住につながる施策の検討、7、近畿大学、九州工業大学と大学包括連携協定の具体的事業着手を打ち出し、一般会計、特別会計、企業会計の3つの会計を合わせて1173億350万円余に及ぶ予算案をつくり、そのうち一般会計予算は、前年度予算規模より24億円程度下回り、2016年度決算規模より94億円程度少ない、607億9700万円であり、今後、大幅な補正含みと見られます。

住民の暮らしの応援という視点では待ち望まれていた小中学校のエアコン設置は5年間で15億4千万円を出動するものですが、今回予算は住民要求が反映された予算計上であります。適切な施設を借り上げるなど工夫して公立保育所をつくれれば大幅に解消できるのに、保育所待機児の解消には抜本的な対策の予算を計上せず、本市よりはるかに財政事情が厳しい嘉麻市が実施できている子どもの医療費助成の自己負担解消への財政出動を、行財政改革による予算抑制を盾に拒否し、周辺部にとどまらず高齢者の切実な声が上がっているコミュニティバスの再生には、市の見通しでも1路線で1千万円程度しかかからないのに、市として責任を負う立場を放棄したままです。

子育て世代には重すぎる高すぎる保育料、他都市と比較しても宮若市に次いで高いゴミ袋代、スタート時から2倍にも膨れ上がった介護保険料など、負担軽減のためのしっかりした財政出動もありません。

次に無駄遣いを許さないという視点では新庁舎関連、市役所駐車場関連など無駄遣いにかかわる予算計上があり、これと並行して、もともと15億5千万円で大規模改修すると言っていた体育館を、45億3千万円にふやして移転新築建てかえへの方針転換に関する経費が計上されています。

そのために、財政調整基金と減債基金の残高は、12年前に前市政のもとで非常事態宣言を出したときの60億円の水準をこれから5年後には割り込み、さらに5年後には20億円を割り込む見通しとなり、見通しを発表した片峯市長自身が驚き、危機感を表明し、事業規模の見直しを

検討することを表明したものであります。みずから危機感を表明するほどのことであれば、立ち止まって、耐震診断を県知事命令違反を深く反省し速やかに報告するとともに、結果に基づいて耐震補強計画と改修プランを検討して市民に公表して意見を聞くべきであります。

さらに公正で透明な市政という視点では、行財政改革の前倒しなどと言って一般ゴミ収集業務の公的責任放棄、市役所駐車場の有料化、市有地不法占拠について刑事告訴を行わず漫然と民事裁判を続けている嘉飯山砂利建設に対する特別扱い、監査委員の指摘までも無視し続けて合併後4億6千万円を超える補助金を渡している部落解放同盟や同和会に対する特別扱い、内心の自由を侵しかねないのに人権啓発事業の名で部落解放同盟の方針でつくられたNPOの13年間で4億5千万円に及ぶ委託料の随意契約による独占受注、市財政が厳しいと言いながら市有地売却益を放棄することに見られる麻生関連会社の特別扱い、筑豊ハイツ事業における10年間を超える無償貸し付け、その後は話し合いで決める、又貸しも了解とする約束の疑惑、不透明感が大きく広がっているのであります。

さらに、株式会社ティーティーエス企画への不適切な特別扱い宣言、日本会議福岡の責任者が会長を務めるNPOの福岡音楽大学設立をめぐる市長のやみくもな前のめり姿勢、前市長のもとで地元中小業者育成のためにと、一部市議会議員から何と言われようと維持してきた指名業者の格付け制度の手のひら返しの変更、資本金10億円の3セクである福岡ソフトウェアセンターの子育て分野での民営化への関与の疑惑まで、一気に吹き出しています。これらの背景には、それらの勢力との極めて不透明ななれ合いがうかがわれ、政治倫理条例に資産公開制度を復活し、強化し、2015年の政治倫理審査会の意見書を尊重したより厳しいものにするを含めて、この急速に広がる不透明感の打開は、今、急務と言わなければなりません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」に関し、討論いたします。

まず、この議案に関して私は賛成であります。しかしながら、諸手を上げて賛成というわけではありません。なにより心配なのは、飯塚市の財布の中は大丈夫かという点、つまり財政状況は大丈夫なのかという点であります。

人々にとって健康が全ての基礎であるのと同様、市政運営にとっては財政が健全でなくてはなりません。しかし、1月に発表された最新の財政見通しでは、来年度から10年間ずっと赤字が続き、その平均の赤字額は年間約13億円です。その結果、いわば市の貯金ともいえる財政調整基金と減債基金の合計額が、今年度末は149億円あるのに対し、2027年までの今後10年で、わずか19億円まで減少します。そのことをあらわすかのように、財政状況に関しての私の代表質問に対する行政経営部長の答弁は、「当時は想定できていなかった合併特例事業債の活用期限の延長や、事業計画の見直しによる実績の変化、普通交付税を取り巻く状況の変化等により、基金残高は増加しておりますが、収支では赤字額が増加しており、大変厳しい状況となっております。」という答弁でした。

また、以前と比べて財政状況の厳しさが増しているのではないかとこの質問に対して、行政経営部長は「非常に厳しい状況が少し強まっているのかなというふうには感じております。」と答弁されています。付け加えて、100億円近くかかるといわれる下水道施設や清掃工場、市営住宅の建てかえや水道管の布設替え等財政見通しに含まれてないけれど、必要不可欠な大型公共事業が数多くあるのは、本会議での代表質問や予算委員会での質疑で明らかになっています。

施政方針には、本年を「チャレンジ元年～未来に向けた挑戦の年」と位置づけ、「行財政改革に着実に取り組み、健全な財政運営を図る」とありますが、健全な財政運営が図られている

か心配でなりません。

今回の3月議会、この財政見通しに関する指摘が非常に多かったのは、その財政状況を心配する議員が数多くいるあかしでもあります。その点から、本予算案に賛成はいたしますが、以下の3点について、問題提起をしたいと思います。

まず、第1点は、46億円の事業費を必要とする飯塚市新体育館建設基本計画であります。今回は、新体育館の設計委託料4579万円のほか、地盤調査委託料として1340万5千円、測量委託料として582万円の計6501万5千円、加えて設計委託料の債務負担行為として1億684万3千円の予算が組まれています。この3月議会では、この体育館に関する予算、そして関連条例に関し、私も非常に悩みました。確かに計画のように新築したら、市民に喜ばれるのはよくわかっています。私としても、鯉田の議員としても、鯉田に移転してくるのは大賛成と言いたいところです。でも、今の財政状況の中で移転新築していいのか、飯塚市の議員として心配であります。合併以降、市役所新庁舎や小中一貫校、浸水対策等大型公共事業が続きました。かなりお金を使いました。体育館はできたけど、ほかに大切なことをしたいと思っても、お金がなくてできなくなるかもしれません。福岡音楽大学を飯塚にという構想が発表されましたが、飯塚市として誘致しようにも財政に余裕がないと、お金がないとできません。今回、市は移転新築の理由として、「鉄筋コンクリートの建物は60年くらいが寿命なので、昭和47年にできた体育館は、改修しても20年もすれば建てかえなければいけないから新築の方がコスパがよい。つまり費用対効果が良い。」からと言っています。

しかし、その試算は明らかにされておりません。財政、そしてその試算について、市長は、経済・体育施設に関する調査特別委員会で、次のように述べておられます。「財政シミュレーションを見て、非常に不安な状況もあるけれど大丈夫なのかというようなご指摘もありました。あのシミュレーション見ましたら、ご指摘ごもっともだと思っております。」財政が大丈夫なのかという指摘はごもっともだと市長も言われているのです。他方、「この体育館につきましては、先ほど説明しましたとおり、今、有利な起債が使用できる期間中に移転新築という形で実施することのほうが、財政的な将来にわたるメリットもあるということを、今後きちんと整理し、議会や、そして市民の皆さんにも見える形でお示しをしていきますので、今回の議案第20号につきましては、それに向けて一歩前に進めさせていただきますようお願いいたします。」と述べられています。こちらでは、試算が出されていないことへの指摘があったことを受け、この点は急ぎ対応するので、議案については可決していただきたいというお願いをされたわけです。本来ならば、議会は、耐震診断の結果をしっかりと確認した後に、移転新築と耐震改修や大規模改修等の選択肢を比較した試算を執行部に提出していただいた上で、財政状況や体育施設のあり方を十分検討した上で、体育館を移転建てかえすべきかどうか、事業を進めるかどうか、決断すべきではあります。

しかしながら、平成33年度が活用期限の公共施設等適正管理推進事業債を体育館整備の財源としていること、あわせて市長が先ほど紹介したように、「有利な起債を使用して移転新築するほうが、財政的な将来にわたるメリットもあるということを、今後きちんと整理し、議会や、そして市民の皆さんにも見える形でお示しをしていきますので、今回の議案第20号につきましては、それに向けて一歩前に進めさせていただきますようお願いいたします。」と述べていることから、一歩前に進めるこの予算の成立については、賛成と判断させていただきました。ただ、この年度内には耐震診断の結果も判明します。その耐震診断の結果が出た後には、市長が述べられているように、その移転建てかえのメリットを速やかに、議会、市民に示していただき、議会、市民の十分な理解のもとに、実際の予算執行、設計や地盤調査などの発注作業に当たっていただくよう、強く求めるものであります。

次に、保育所・認定こども園等の入所状況についてであります。さきの福祉文教委員会に3月2日現在における平成30年度の保育所・認定こども園等の入所内定状況についての報告が

ありました。その報告によると、4月1日の待機児童の見込みは188名にのぼります。この待機児童の解消については、保育士不足対策として保育士修学資金並びに生活資金の貸し付け等の対策を取っておられますが、残念ながら待機児童解消に至るばかりか、待機児童数の増も危惧される事態となっています。この問題は、主に女性の雇用に直結する問題であり、先送りできるものではありません。対応がおくればおくれるほど、働きたいけど働けないこととなり、雇用の妨げ、つまり市内居住者の所得の増加の妨げとなり、ひいては市内の経済活動、市の税収に対しマイナスの効果をもたらします。待機児童が残念ながら解消しない場合には、現在計画している新規の保育所の認可や公立保育所の延長保育の早期実現を図るだけでなく、政府や他市町村の待機児童対策等を参考に、受け皿の拡大、保育士の待遇改善等を含む市としての待機児童解消プランなどを作成し、急ぎ解消へ向けて対応すべきと考えます。

最後、3点目は、ごみ袋についてであります。ごみ処理費の中に、ごみ袋の作成費用として、1億1047万3千円が計上されています。この予算は、現状のくるくる巻いているロール式での予算組みとなっています。しかし、この問題に関しての9月議会での私の一般質問で、明らかになったのは、このロール式をスーパーなどで売っているビニール袋同様の平折り式、ガジェット式とも呼ぶそうですが、この方式に変更した場合、1枚当たり単価14円だったのが、8円と、42%以上安くなるという事でした。反対に考えると、ロール式は平折り式の1.75倍もの値段だということであります。今回の予算にこの価格差を当てはめると、1億1047万3千円を含んでいる予算が6312万7千円と、平折り式だったら4千700万円あまり安くなることとなります。それだけの差があるにもかかわらず、引き続きロール式を採用した理由は、材質の問題と安全対策と言われましたが、材質については仕様書できちんと書き込めば解決する問題であり、安全対策については9月議会で指摘したように、ごみを出す人はごみ袋を逆さまにして置くことは通常では考えられませんし、平折り式は、福岡市初め他の多くの市町村でも採用されており、ここまでの価格差を容認するものではありません。合併して10年以上たつことを考えると、単純に考えても、約5億円の高い買い物を続けてきたのです。これ以上、この高価なごみ袋を続けるべきではありません。入札前に再度、内部で検討し、速やかに変更すべき課題であると考えます。

以上3点に関し、私なりの考えを述べさせていただきました。本議案を審査した予算特別委員会における討論で、兼本委員は、「賛成ではあるが」と述べた上で、福智町が図書館建設に際し、ふるさと納税等を活用しながら建設資金を調達した上で建設に踏み切った事を紹介しつつ、財政運営のあり方について問いかけました。財政の健全運営は市政運営の基本であります。

私も本予算案については、賛成するものですが、先に述べたように財政見通しが非常に厳しいことから、指摘した3点については、執行前に再度、十二分に検討することを強く求め、私の討論といたします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議案第40号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第４０号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。

議案第４０号は、平成３０年５月１６日付をもって任期満了となります教育委員会委員につきまして、大隈恵子氏を引き続き任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第４０号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま任命に同意いたしました大隈恵子さんから挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。大隈恵子さん。

○大隈恵子

ただいま教育委員としてご同意をいただきました大隈恵子でございます。また、この場において挨拶できることを深く感謝申し上げます。

今、私の頭の中には先日卒業をした子どもたちの姿があります。ことしも多くの子どもたちが、この飯塚市の学校を巣立っていきました。彼らが将来進む道で、皆が輝きたくましく生きていてほしいと思うと同時に、私は飯塚市の教育委員としての責任を改めて感じております。これからの世の中は大きく変化をするであろうと言われております。このような時代を担う子どもたちにとって、教育というのはとても大事な役割を果たすと思います。私はまだまだ力不足で微力ではありますが、誠心誠意努力をして飯塚市の教育の充実と発展のために頑張りたいと思います。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（藤浦誠一）

「議案第４１号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」から「議案第４９号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」までの９件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました、議案第４１号から議案第４９号の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

平成３０年５月１６日付をもって任期満了となります、本市固定資産評価審査委員会委員につきまして、議案第４１号から議案第４４号は、牛島光一氏、柳田光重氏、井手口琢也氏、金子由美氏を引き続き同委員として、議案第４５号から議案第４９号は、坂口 隆氏、神崎義徳氏、安永範彦氏、北富悦則氏、梅津眞由美氏を新たに同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案９件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案９件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第４１号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第４２号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第４３号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第４４号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第４５号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第４６号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第４７号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第４８号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第４９号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議案第５０号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第５３号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの４件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました、議案第５０号から議案第５３号の「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」についてご説明いたします。

平成３０年６月３０日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、議案第５０号から議案第５２号は、松岡 智氏、内藤正登氏、妻鳥幸子氏を引き続き、同委員の候補者として、議案第５３号は、伊藤智恵氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案４件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第５０号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第５１号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第５２号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第５３号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「議案第５４号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第５４号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。

平成３０年５月１６日付をもって任期満了となります監査委員につきまして、篠崎充俊氏を引き続き同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第５４号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました篠崎充俊さんからあいさつをしたい旨の申し出があつておりますので、これをお受けいたします。篠崎充俊さん。

○篠崎充俊

ただいま監査委員にご選任いただきました篠崎でございます。就任に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

再び飯塚市の監査委員に選任され、身の引き締まる思いでございます。監査委員としてその職務を深く認識して、公正かつ厳正な監査を行うことにより、その職責を果たしてまいりたいと存じます。議員の皆様、また、関係各位のご指導とご鞭撻を心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（藤浦誠一）

「議会選出各種委員の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員の選出について、議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会事務局にその氏名を発表させます。議会事務局次長。

○議会事務局次長

議会選出各種委員の氏名を発表いたします。民生委員推薦会委員に、１４番 江口 徹議員、６番 奥山亮一議員。国民健康保険運営協議会委員に、１１番 永末雄大議員、１３番 守光博正議員。中小企業融資制度審議会委員に、２８番 平山 悟議員、３番 瀬戸 光議員。以上でございます。

○議長（藤浦誠一）

お諮りいたします。民生委員推薦会委員に、１４番 江口 徹議員、６番 奥山亮一議員、以

上2名を選出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、民生委員推薦会委員に、14番 江口 徹議員、6番 奥山 亮一議員、以上2名を選出することに決定いたしました。

次に、国民健康保険運営協議会委員に、11番 永末雄大議員、13番 守光博正議員、以上2名を選出することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、国民健康保険運営協議会委員に、11番 永末雄大議員、13番 守光博正議員、以上2名を選出することに決定いたしました。

次に、中小企業融資制度審議会委員に、28番 平山 悟議員、3番 瀬戸 光議員、以上2名を選出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、中小企業融資制度審議会委員に、28番 平山 悟議員、3番 瀬戸 光議員、以上2名を選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号について、提案理由の説明をいたします。

本案2件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、国土交通大臣宛てに、「障がい児者の生きる基盤となる『暮らしの場』の早急な整備を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官宛てに、それぞれ提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第1号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第2号 障がい児者の生きる基盤となる『暮らしの場』の早急な整備を求める意見書の提出」、以上2件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第3号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。5番 光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

議員提出議案第３号について、提案理由の説明をいたします。

本案は意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「所有者不明の土地利用を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣宛てに提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第３号 所有者不明の土地利用を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「報告第１号 平成２９年度飯塚市土地開発公社予算の補正」の報告を求めます。土木建設課長。

○土木建設課長（中村洋一）

「報告第１号 平成２９年度飯塚市土地開発公社予算の補正」について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、ご報告いたします。議案書の９０ページをお願いいたします。

今回の補正は、事務事業の実績見込みによるものでございます。収益的収入及び支出における収益的収入ですが、既決額５８７万９千円を第１款、第２項の附帯等事業収益４万２千円と、第２款、第２項雑収益の運営費補助金２２万２千円の合計２６万４千円を増額補正し、６１４万３千円としております。

収益的支出は、既決額９０９万６千円を第２款、第１項の販売費及び一般管理費２７万１千円を増額補正いたしまして、９３６万７千円としております。なお、増額の主な要因は、人件費負担金の増によるものでございます。

また、収益的収入と収益的支出の差引額はマイナス３２２万４千円となりますが、前年度の繰越金により補填させていただきます。以上、簡単ではございますが、報告第１号の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第２号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（永岡秀作）

議案書 91 ページをお願いいたします。「報告第 2 号 専決処分報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について報告いたします。この報告は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告をするものです。

本件事故は、平成 29 年 11 月 28 日火曜日午前 9 時 35 分頃、環境対策課クリーンセンター職員が、飯塚市西徳前地内において、可燃ごみ収集の際にじんかい車の方向転換が必要となり、飯塚市薬剤師会館駐車場において方向転換をさせていたところ、じんかい車の後ろ上部を飯塚市薬剤師会館駐車場天井部分に接触し、損傷させたものでございます。なお、市側、相手方ともに、人身傷害はございませんでした。

また、この事故による和解につきましては、市側 100% の過失割合とし、損傷した相手方の天井修繕料の 17 万 8200 円を相手方に支払うものでございます。

今回事故の原因は、車両の後方はもとより、周囲の安全確認を十分に行わなかったことが大きな要因でございます。今後、このような事故が起こらないよう、車両の運転については周囲の安全を十分確認するよう、当該職員に対しまして強く指導を行いました。また、他の職員につきましても、安全運転への注意喚起を行ったところではございますが、今後も機会あるごとに安全運転の確認を行い、再発防止に努めてまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第 3 号 専決処分報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（堀江勝美）

報告第 3 号の専決処分報告について、ご報告いたします。議案書の 93 ページをお願いいたします。

この報告は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、公園施設による車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告を行うものでございます。

本件事故は、平成 29 年 12 月 29 日金曜日午後 1 時頃、相手方の車両が飯塚市吉北の健康の森公園の駐車場において、運転者が駐車した位置から後進中、浮いている状態の側溝蓋に気づかず、車両が踏んだ衝撃で跳ね上がった側溝蓋がフロントバンパー等に引っ掛かり、車両に損傷を与えたものでございます。事故によります市の過失割合は 80% であり、相手方車両の損害賠償額は 9 万 3069 円となっております。

公園施設の点検補修につきましては、日頃より職員による施設の点検やパトロール等を行い、危険な箇所を発見した際には、迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第 4 号 専決処分報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山本昭彦）

報告第 4 号の専決処分報告について、ご報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。報告第4号、議案書の95ページをお願いいたします。

本件事故は、平成29年12月1日金曜日午後9時頃、柏の森地内の市道帯田・黒ノ本線において、当事者がアパート駐車場で駐車枠内にバックで入ろうと側溝に乗り上げたところ、グレーチングの蓋が側溝内に落ち込んでいたため、側溝に車両左側前輪タイヤがはまり込み、車両左側前ドアを損傷させたものでございます。事故によります市の過失割合は70%であり、当事者車両の損害賠償額は3万5176円となっております。

道路点検補修につきましては、日頃より市報等での情報提供依頼の掲載や、職員への呼びかけ、道路パトロール等を行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて行ってまいります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。7番 川上直喜議員、22番 鯉川信二議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成30年第1回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでございました。

午後 0時34分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1 番 藤 浦 誠 一

2 番 佐 藤 清 和

3 番 瀬 戸 光

4 番 兼 本 芳 雄

5 番 光 根 正 宣

6 番 奥 山 亮 一

7 番 川 上 直 喜

9 番 明 石 哲 也

10 番 秀 村 長 利

11 番 永 末 雄 大

12 番 田 中 裕 二

13 番 守 光 博 正

14 番 江 口 徹

15 番 梶 原 健 一

16 番 吉 田 健 一

17 番 福 永 隆 一

18 番 城 丸 秀 高

19 番 松 延 隆 俊

20 番 上 野 伸 五

21 番 田 中 博 文

22 番 鯉 川 信 二

23 番 古 本 俊 克

24 番 森 山 元 昭

25 番 勝 田 靖

26 番 道 祖 満

27 番 坂 平 末 雄

28 番 平 山 悟

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

議会事務局次長 許斐博史

議事総務係長 岩熊一昌

書記 山本恭平

議事調査係長 太田智広

書記 宮嶋友之

書記 伊藤拓也

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

環境対策課長 永岡秀作

副市長 梶原善充

土木管理課長 山本昭彦

教育長 西大輔

土木建設課長 中村洋一

企業管理者 石田愼二

都市計画課長 堀江勝美

総務部長 安永明人

行政経営部長 倉智敦

都市施設整備推進室長 高木宏之

市民協働部長 森口幹男

市民環境部長 中村雅彦

経済部長 諸藤幸充

福祉部長 山本雅之

都市建設部長 鬼丸力雄

教育部長 久原美保

企業局長 中村武敏

福祉部次長 石松美久

都市建設部次長 今井一